



おおあらい

Vol.414



■大洗町とニーショーピン市（スウェーデン）虹の友好都市締結式で握手する小谷町長とフォッシュベリイ市長



大洗町とニーショーピン市（スウェーデン） が虹の友好都市締結 ... P.2・3

Index

- 住宅用火災警報器等の設置 P.4・5
- 大洗海の大学6月のカリキュラム P.6
- 児童手当制度・介護保険負担軽減制度 P.7
- くらしの情報 P.8~11
- まちのできごと P.12・13
- みんなのひろば P.14・15





締結書に署名する小谷町長と
ヨーラン・フォシュベリイ市長



Nyköping

Oarai

大洗町

虹の友好都市締結

ニーショーピン市(スウェーデン国)

◆日本原子力研究開発機構とスタズビックグループ 「原子力研究開発に関する覚書」を調印

とても似ています ニーショーピンと大洗

ニーショーピン市は、人口約5万人のセーデルマンランド県の県都です。

市内を流れる川はスウェーデンで最大の都市公園となっており、スウェーデンでもカヤックの中心地として、クルーザーやヨットなどのマリンスポーツがとても盛んです。スウェーデンの首都ストックホルムから南西に約百キロと近いため、通勤圏でありながら、首都圏のリゾート地の役割も果たしています。

交流相手としてのスウェーデン

式典で小谷町長は「スウェーデンは、企業や公共財政などの経済が健全であり、有能な人材を生み出す力を持った国です。日本の大きな課題である少子高齢化についても、先駆的に取り組み、少子化対

教育・福祉の最先端スウェーデンとの交流に関する締結を合意

ニーショーピン市と大洗町は虹の友好都市として、以下を実現するために、協調し努力することに同意する。

- 一、我々の両国の文化について知識情報の交換
- 一、高齢者福祉及び身体障害者に関し経験に基づく情報の交換
- 一、教育に関し経験に基づく情報の交換
- 一、青少年同士の往来による交流
- 一、両自治体の企業による交流を促すこと

以下を交流の中心にすえて、進めていくことにしています。

ニーショーピン市と「虹の友好都市」を締結

去る5月23日、大洗文化センターでスウェーデン王国ニーショーピン市と大洗町は、昨年の両市長の相互訪問などの交流を経て、二自治体を結ぶ「虹の友好都市」を締結しました。国内外の自治体との友好都市締結は町として初めてのものとなります。

また、仲を取りもっていただいた日本原子力研究開発機構とスタズビックグループも

同時に「原子力研究開発に関する覚書」の調印を取り交わしました。



覚書の締結を終え握手をするスタズビックグループのマグナス・グロート最高経営責任者と日本原子力研究開発機構の殿塚理事長

虹の架け橋をより強固に、様々な彩りの事業を

ヨーラン・フォシュベリイ

学校を訪問

優秀な人材育成を進める大洗の現状を視察

市長も「スウェーデンの親は子ども達に、虹の橋の向こうには宝があるとよく話します。本日の締結で我々の虹が実際に存在するものとなり、両自治体はひとつの家族のようなものといえるでしょう。この締結をもとに、市民や学生が行政や議会の皆さんとともに、実際の交流をすすめることができる虹の友好都市締結として、架け橋をより強固なものとし、実際の交流による虹の色を増やしていきたいと考えています。」と挨拶されました。

虹の友好を象徴する 2本のつつじ

締結を記念して役場前庭に町の花つつじを2本、両首長、町議会議員そして参列していただいた関係者の手で植えました。



締結を記念して役場前庭に町の花つつじを2本植えました。

翌24日、市長をはじめとする訪問団は、南中学校を訪問。柔道、折り紙、書道そしてたらしという日本（大洗）文化を、生徒が英語で紹介する授業に参加しました。

ランチルームでの歓迎式典では、企画サークル長森山さんの英語の歓迎挨拶のあと、校歌と校長先生の琴の伴奏による唱歌「さくらさくら」の合唱を楽しみました。市長と町長の他、ニーショーピン市関係者はそれぞれ生徒のテーブルで生徒との会話を楽しみながら、一緒に給食を食べました。

教科教室型校舎、グループ



校長先生の琴の伴奏による「さくらさくら」の合唱

による学科への取り組み、学
校犬「ナン」、そして生徒の皆さんの素直さと礼儀正しさに、たいへん感心し興味を持って見学していました。

「皆さんが未来を支えて下さい」 市長から生徒へのメッセージ

市長は「この友好都市締結はいろいろな分野においての組織や、それぞれの町のいいところを共有交流しようとするものです。小谷町長が学校や若者への教育に力を入れていることが、皆さんの学校を見てよくわかりました。皆さんの学校は、誇りを持てる学校です。われわれの距離は遠



「たらし」大洗の昔ながらの食文化を体験しました

いですが、「ごころ」の距離はとても近くなっています。現代のIT技術を活用し、この友好が架けた虹の橋をより強固なものにしていける可能性を、皆さんのように若い方が持っているのです。これから訪れる、チャンスを大切にして一緒にがんばって行きましょう。」とこれからの交流を支えるであろう生徒の皆さんにエールを送りました。

日本の文化に触れる ひととき

締結式の夜、シーサイドホテルにおいて催された懇談会では、本場磯節保存会の皆さんによる磯節や、荒磯太鼓保存会の皆さんによる和太鼓、そして子供たちのお囃子などの伝統文化をたのしんでいただきました。市長をはじめ



市長夫人がはじめて和太鼓を演奏

ニーショーピンの皆さんは、伝統文化の伝承に取り組み保存会の皆さんの姿勢に、強い関心を寄せておられました。

虹の架け橋 となる交流のために

今後、世界に開かれた広い視野をもって、地域の発展と人材の育成に資するため、大洗町とニーショーピン市は「虹の友好都市」として、教育や福祉の施策に係る情報や人の交流を中心とした様々な架け橋となる事業によって、いろいろな色を持った虹の交流を進めて行きます。



虹の架け橋となる交流のため、様々な事業を進めていきます

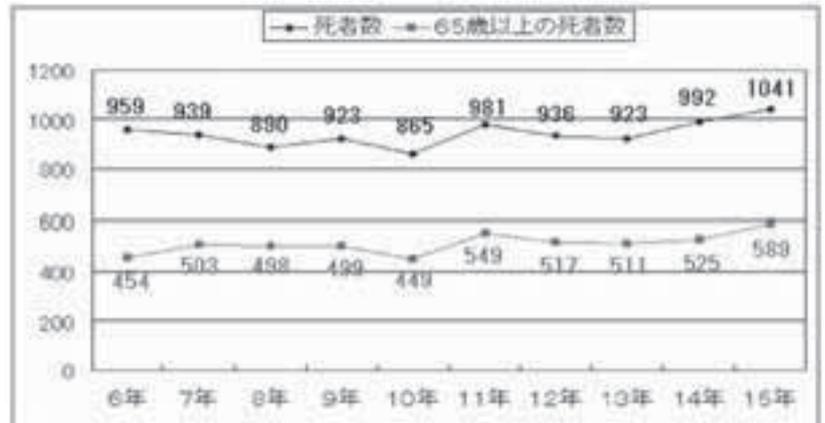
住宅用火災警報器等の設置が法律によって義務付けられます

平成18年6月1日施行から新築・増改築住宅は、工事完了までに設置が義務付けられます。既存の住宅は、平成20年6月1日までの2年の猶予期間中に取り付けてください。

※一般住宅のほかにも共同住宅（貸家等）・民宿も該当になります。

◎ 改正の背景

これまで、消防法では一定規模の共同住宅等を除き、個人の住居に対する住宅用火災警報器等の設置の規制はありませんが、近年、住宅火災による死者数（放火自殺等を除く。）は全国的に増加傾向で推移しており、平成15年には1,000人を超えました。そのほとんどは逃げ遅れ等（約7割）によるものですが、中でも65歳以上の高齢者の死者が半数を占め、今後高齢社会の進展とともに増加するおそれがあります。



◎ 住宅用防災警報器の効果

平成14年の火災統計において、住宅用防災警報器を設置したことにより、死者発生率が1/3以下になっていることがわかりました。アメリカやイギリスでも普及率の向上によって死者数が大幅に減少しています。

そこで、火災を早期に発見し逃げ遅れを防ぐことを目的として、平成16年6月に、これまで設置義務のなかったすべての住宅に、住宅用防災警報器等の設置を義務付ける消防法が公布されました。この法律やその他の関係法令に基づき大洗町火災予防条例を改正しました。

住宅用防災警報器 煙を感知して警報音や音声で火災を知らせるもので、一般的には、**住宅用火災警報器**とも呼ばれています。ご自身で取付けられます。

住宅用防災報知設備 感知器からの信号を受けて、受信機等が警報を発し火災を知らせる設備で、一般的には**住宅用火災報知設備**とも呼ばれています。

※上記のいずれかを左図を参考に規定された場所及び位置に設置してください。

（台所等設置義務はありませんが設置指導を強化する場所です。）

感知器・AC100V式 コード式以外は配線工事必要 停電中作動無

・リチウム電池式 電池寿命約10年

・乾電池式 1年～2年毎に電池交換

購入先・家電販売店・ホームセンター等で購入できます。

・日本消防検定協会鑑定合格品（※図NSマーク）を推奨します。

・粗悪品及び悪質な訪問販売等の被害には、十分にご注意ください。

消防署では、一切販売しておりません。

※図



問合せ 大洗町消防本部消防課予防係 ☎266-1119

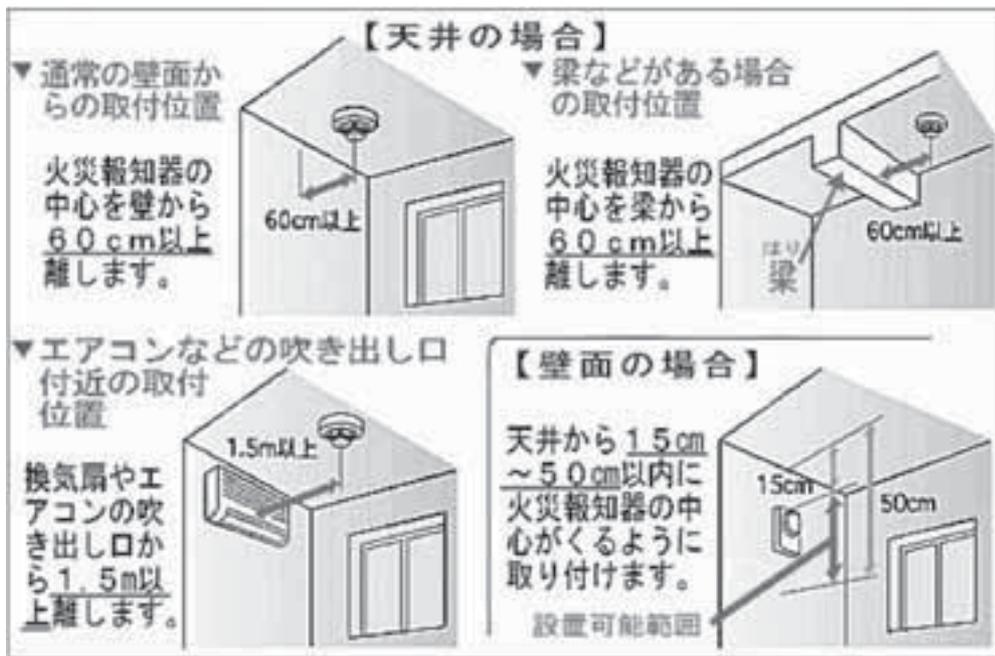
（財団法人日本防火協会ホームページ<http://www.n-bouka.or.jp/>でもご確認できます。）

設置場所と取り付け位置の説明図

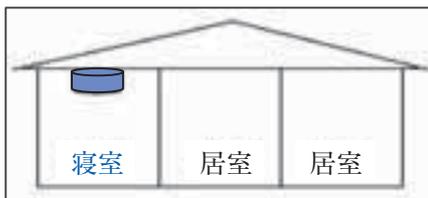
は、住宅用火災警報器（煙感知器）の設置場所を示しています。階段と寝室がポイントです。

台所に設置する場合は、煙感知器又は熱感知器（壁・梁から0.4m以上離れた位置）を取り付けてください。

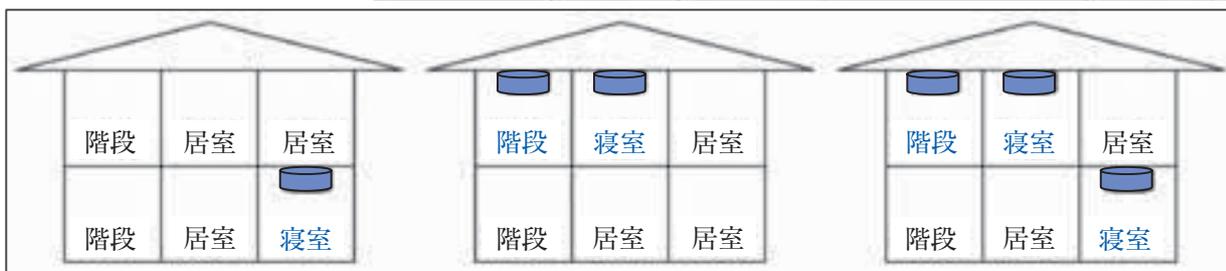
取り付け位置



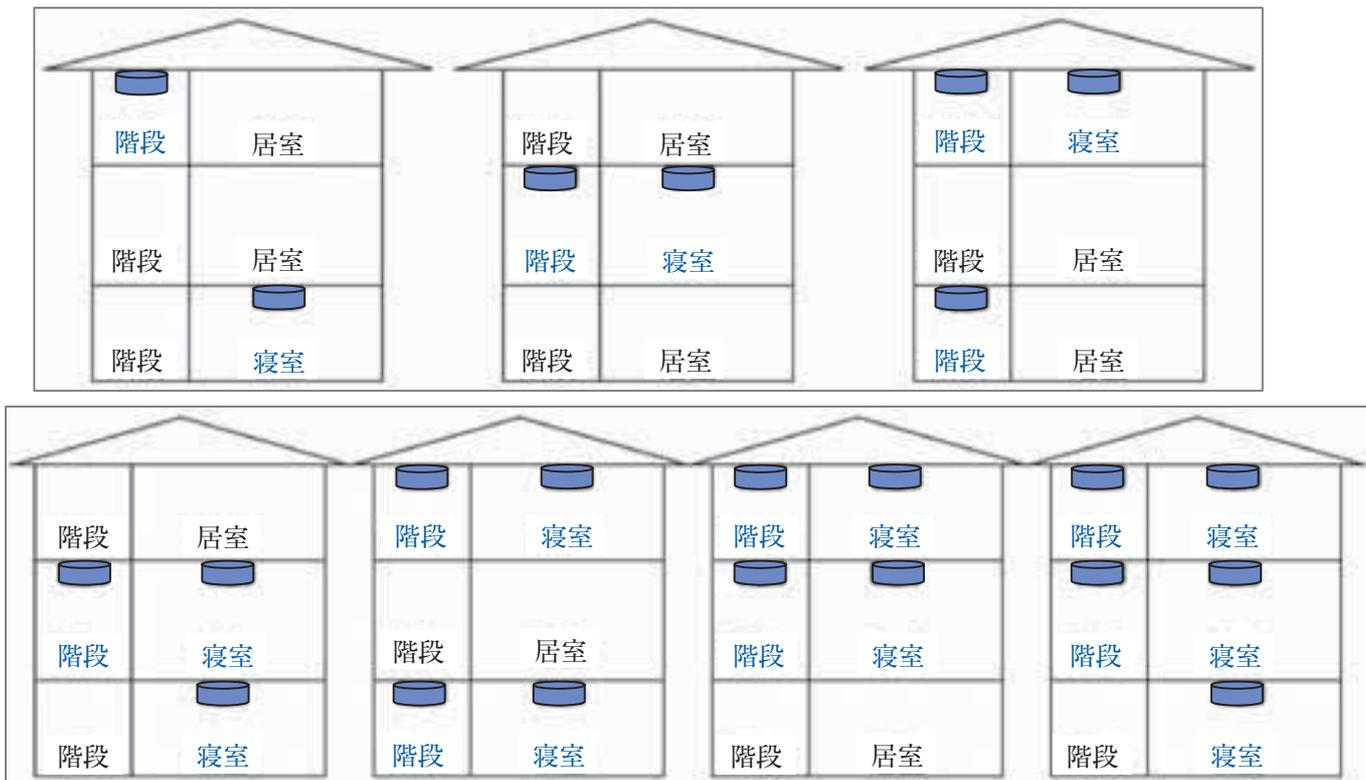
1階建ての場合の設置場所



2階建ての場合の設置場所



3階建ての場合の設置場所



※感知器の設置されていない階において、7㎡以上の居室が5部屋以上ある場合は廊下に設置してください。

大洗町消防本部

大洗海の大学6月カリキュラム

「カヌー初心者教室」

内 容 カヌーの基本的なこぎ方から始めます。親子で一艇のカヌーを力を合わせてこぐことにより、親子のコミュニケーションを一層深めることができます。

日 時 6月18日(日) 10:00~12:30

参加費 親子1組 3,500円(追加1名1,500円)1組3名まで 一般 1名2,500円

開催場所 酒沼(ひぬま) 大洗松川漁港 **対 象** 小中学生+保護者又は18歳以上の方 各回10組

持ち物 飲み物、帽子、着替え、ぬれてもよい服装、ぬれてもよい靴



「旬の魚料理教室」

内 容 その日に大洗で水揚げされた魚を食材にして、漁師さんやこだわりの板さんがその魚の一番美味しい料理方法をお教えます。

日 時 6月24日(土) 14:00~16:30

参加費 2,000円

開催場所 大洗海の大学 調理実習室

対 象 18歳以上 20名 **持ち物** エプロン

「ヨット体験クルージング」

内 容 大洗マリーナに艇を置くクルーザーヨットのオーナーと一緒に太平洋に出航する講座。

日 時 6月25日(日) 【午前の部】9:30~12:00 【午後の部】13:30~16:00

参加費 2,000円(チャーターの場合 1艇10,000円)

集合場所・時間 大洗マリーナ クラブハウス 開始時間の15分前までに

対 象 小学生以上(小学生は保護者同伴)

持ち物 防寒用衣類または雨天時用カッパ、着替え、サングラス、帽子、飲み物

「磯釣り初心者教室」

内 容 えさの付け方、さおのはりの付け方など初心者が海釣りを楽しむための基本から学ぶことができます。

日 時 6月17日(土) 9:30~12:00 **参加費** 2,000円(小中学生1,000円)

開催場所 大洗海岸 **対 象** 小学生以上(小学校3年生以下は保護者同伴)

持ち物 飲み物、帽子、着替え、ぬれてもよい服装、ぬれてもよい靴

「貝あわせ教室」

内 容 大洗特産の大ハマグリ貝殻に季節の絵柄を描き、芸術の秋を満喫できる教室です。毎月1回、継続して受講できる講座です。

日 時 6月28日(水) 13:30~16:00 **参加費** 1,500円(初回のみ2,000円)

開催場所 大洗海の大学 研修実習室

対 象 どなたでも参加できます。30名 **持ち物** エプロン



「とんぼ玉教室」

内 容 とんぼ玉とは、真ん中に穴のあいたガラス玉の総称です。紀元前2000年から続く芸術品は現代にも受け継がれています。

日 時 6月25日(日) 10:00~15:00

参加費 1,500円(材料費込み) **開催場所** 大洗海の大学 アウトレット海賊の館分校

対 象 小学校4年生以上



「海藻エキス入り石けんと入浴剤づくり」

内 容 大洗海岸でとれた海藻の「カジメ」のエキスが入った石けんや入浴剤を作ります。

日 時 6月18日(日) 10:00~15:00 **参加費** 500円(石けんか入浴剤を選んでいただきます)

開催場所 大洗海の大学 アウトレット海賊の館分校 **対 象** 小学生以上(小学生は保護者同伴)

「海賊アート」

内 容 ①海藻押し葉づくり 大洗海岸で捕れた海藻でしおりやはがきづくり
②ストーンアート 大洗周辺の海岸や河原の石を使ってあなたも芸術家
③お魚マグネット 紙粘土で海のものを作って、裏にマグネットをうめこんでできあがり。

日 時 6月24日(土) 10:00~15:00

参加費 500円(親子で)…どれか1種類を選んでください

開催場所 大洗海の大学 アウトレット海賊の館分校

対 象 どなたでも参加できます。(小学生以下は保護者同伴)



ANCO NPO 大洗海の大学

〒311-1311 茨城県東茨城郡大洗町大貫町1212-57
大洗町体験活動交流センター内
TEL 029-266-3322 FAX 029-267-5417
E-mail umi@anco-oarai.org URL <http://www.anco-oarai.org>

申し込み方法

すべてのカリキュラムについて、随時受付を行っております。
※電話・FAX・Eメールでお申し込み下さい。
尚、定員になり次第締め切ります。

平成18年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、福祉課の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに関し、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

○平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様

（平成8年4月2日生～平成9年4月1日生）

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

前記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場

合は、認定請求の手続きが必要になります。

○平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様

（平成6年4月2日生～平成8年4月1日生）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

○これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げ（裏面参照）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

【認定請求書に必要な添付書類】

- ・健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ・所得証明書（大洗町にその年の1月1日に住所がなかった場合）などになります

問合せ／福祉課 社会福祉係（内152）

介護保険における

負担軽減制度について

介護保険法が改正され、あわせて国の低所得者対策が見直されました。いずれの制度も軽減を受けるには申請が必要となります。

1 食費・居住費の軽減制度

昨年10月の介護保険法改正により食費・居住費が原則自己負担となりました。世帯全員が住民税非課税の場合は、介護保険施設及びショートステイの食費・居住費の負担を軽減します。

①対象となるサービス

- (1) 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）における「食費」及び「居住費」

②軽減の内容

利用者負担第1段階から第3段階まで所得に応じて軽減

③軽減の対象となる方の要件

本人及び世帯全員が住民税非課税者であること

2 住民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置

住民税課税世帯の場合でも、高齢者二人暮らしで一方が介護保険施設の個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などには、食費・居住費の負担を軽減します。

①対象となるサービス

介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）

②軽減の内容

利用者負担第3段階の負担限度額に軽減

③軽減の対象となる方の要件

- (1) 市町村住民税課税者がいる高齢者夫婦等の世帯（単身世帯は含まない）

(2) 世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」又は「従来型個室」に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること

(3) 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、食費・居住費の年間合計）を除いた額が80万円以下となること

(4) 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること

(5) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

(6) 介護保険料を滞納していないこと

問合せ／福祉課 介護保険係

（内線155）



児童手当の現況届出をお忘れなく

6月中旬ごろ発送予定の「児童手当現況届」は、現在児童手当を受給されている方の平成18年度の所得や監護関係について、6月1日現在の状況を把握し、引き続き受給できるかを確認する年一回の大切な届出ですので、下記受付日に必ず提出くださるようお願いいたします（都合の悪い方は書類が届きしだいお早めに）

また、17年度の所得が限度額を超えた為を受給されてい

ない方は、18年度の所得で見直しますので、お問い合わせください。

受付日時

6月20日（火）
10時～16時
6月21日（水）
10時～16時
6月22日（木）
10時～20時

問合せ／福祉課 社会福祉係
（内線152）

7月から医療福祉制度（マル福）の利用方法が変わります

医療福祉費受給者の利便性を図るため7月から医療福祉費請求書（ピンクの用紙）が廃止になり、医療福祉費受給者証も更新されます。

◆7月から医療機関等を受診する際は、受給者証と被保険者証を提示するだけで制度を利用することができます。

◆新しい医療福祉費受給者証は6月下旬（更新時）に交付いたします。

◆乳幼児の受給者証について

は、6月末までに郵送いたします。

（現行）

- ・受給者証
- ・被保険者証
- ・マル福請求書



（18年7月から）

- ・受給者証
- ・被保険者証

◆妊産婦の医療福祉費請求書（ブルーの用紙）は従来どおりです。

問合せ／福祉課 国保年金係
（内線158）

7月2日は「クリーンアップ大洗」

海水浴シーズンを迎える前に、今年もみなさんと一緒に、町をきれいにする「クリーンアップ大洗」を全町一斉に実施いたします。みなさんのご協力をお願いいたします。

幼稚園就園奨励費補助金の支給について

大洗町では、お子さんを公立・私立幼稚園に就園させている保護者に対し、経済的負担を軽減するために、世帯の町民税の所得割額に応じて保育料の援助を行っております。

〈公立幼稚園支給額（年額）〉

区 分	園児1人	園児2人目	園児3人目
生活保護世帯	20,000円	38,000円	66,000円
町民税非課税世帯			
町民税所得割非課税世帯			

〈私立幼稚園支給額（年額）〉

区 分	園児1人	園児2人目	園児3人目
生活保護世帯、町民税非課税世帯	140,500円	185,000円	257,000円
町民税所得割非課税世帯	106,500円	161,000円	250,000円
町民税所得割税額18,600円以下の世帯	80,900円	143,000円	243,000円
町民税所得割課税額135,000円以下の世帯	56,900円	126,000円	238,000円

*今年度より公立、私立ともに年額の改正に伴い、補助対象と限度額に変更があります。詳しくは学校教育課（内線353）へお問い合わせ下さい。

日時／7月2日（日）

6時スタート

雨天時7月9日（日）

○現地集合・現地解散となります。役場集合ではありませんのでご注意ください。個人参加の方は、サンビーチまたは大洗海岸にお集まりください。

町内のみなさんへ

○ごみは各集会所又は公園等へ出して下さい。（集積

所へは出さないで下さい）

○雑草などを、ごみ焼却場に

直接持ち込む町内会は、袋

詰めにし、午前9時まで

に搬入してください。

問合せ／生活環境課
（内線244）

となりのまちから

城里町「ホロルの湯」

健康増進施設「ホロルの湯」には、温水プールやジャグジー、サウナ、地元の自然石を使った広々とした露天風呂などがあります。

水着着用のプールエリアには、25m・3コースの温水プールや幼児プールのほか、打たせ湯やジェット水流など、多彩な機能を備えたパーディーゾーン、採暖室を完備しております。

また、100インチの大型スクリーンのあるリラックスマルーム、大小休憩室もご利用いただけます。

営業時間 10時から21時

料金 大人800円 小人400円
(土・日、祝日は大人1,000円、小人500円。17時から大人500円、小人300円)

定休日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

住所 東茨城郡城里町下古内1829-3
☎288-7775

第一保育所では、第一保育所と合同で、ふれあい遊びをとおしてお子さんと一緒に遊ぶ時間も楽しいひと時を過ごす時間を設けました。親子で楽しく過ごしましょう。

日時／6月19日(月)・7月6日(木)
10時30分～11時30分

場所／保健センタープレイルーム(ゆつくら健康館内)

対象／3歳児迄のお子さんと保護者

服装／動きやすい服装でお越しください。

問合せ／第一保育所
☎(2067) 23067

親子で楽しく遊んでみませんか

町社会福祉協議会では、子育て支援事業(紙おむつ等の助成)として6ヶ月並びに1歳6ヶ月になられるお子様を対象に「支援券」を発行いたします。

発行方法／
①町で行う6ヶ月並びに1歳6ヶ月健診に来られた方に、健診終了後受付で「支援券」を発行いたします。

②その他の医療機関で健診を受けた方は、町社会福祉協議会窓口で「支援券」を発行いたします。なお、母子手帳をご持参ください。

内容／

子育て支援券の発行について

2006大洗夏のイベント

海水浴場開設期間7月15日(土)～8月20日(日)

イベントの名称	開催日時	開催場所	備考
'06 ビーチバレー in大洗	7月29日(土) ～30日(日) 9:00～15:00	大洗サンビーチ バレーコート	国内有数のビーチバレー大会として認知度を上げており、今年も熱戦が期待されます。
大洗海上 花火大会	7月29日(土) 延期 7月30日(日) 19:30～21:00	大洗サンビーチ	尺玉10連発、ビックスターメイン、国内最大級の2尺玉を打ち上げるなど約3000発の花火が真夏の夜空に乱舞します。
第2回全日本 ビーチレスリング 選手権大会	7月30日(日) 10:00～15:00	大洗マリンタワー 芝生広場	国際連盟が新種目として導入したビーチレスリングの大会を大洗サンビーチで開催します。
盆踊りの夕べ	8月6日(日) 18:00～21:00	大洗マリンタワー 芝生広場	大洗青年団体連絡協議会が中心になり、昔から伝わる「三浜盆踊り」を大洗の夏祭りとして実施します。
大洗八朔祭 (歩行者天国) (磯節踊りパレード)	8月26日(土) ～27日(日) 8月25日(金)神事 15:00～21:00	大洗町内	宵祭り(26日)では山車巡行。本祭(27日)では曲松、永町、髭釜、大貫の各商店街が工夫した歩行者天国で様々なイベント・模擬店を実施します。
OARAI CUP2006 —サーフィン& ボディボード—	8月26日(土) ～27日(日) 7:00～15:00	大洗サンビーチ	経験に応じたクラス別のトーナメント戦が2日間にわたり行われます。2日目にはプロによる体験教室も開催されます。

「支援券」は、ベビー用品(紙おむつ等)に限り町内指定店にて使用できます。

問合せ・申請／
大洗町社会福祉協議会
☎(2066) 3021

公民館講座受講生による 写真展開催

公民館講座受講生(大洗倶楽部)の第三回写真展(第一部)が、6月30日(金)まで、茨城県信用組合大洗支店ロビーで開催しております。皆さま是非ご覧ください。

問合せ／生涯学習課
(内線356)



町の文化財を巡視します

大洗町の大切な文化財を保護するために、指定文化財と遺跡の巡視を行います。

県の文化財保護指導委員と大洗町教育委員会職員が歩きますので、文化財の所有者や遺跡の地権者の皆様には、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

対象／日下ヶ塚(常陸鏡塚)古墳、車塚古墳、西光院お葉付イチョウ、大洗磯前神社本殿・拝殿、前坏遺跡、権現坂横穴墓

時期／6月下旬～8月(第1回)、9月～12月(第2回)、12月～2月(第3回)

問合せ／生涯学習課
☎(2667) 02630



前坏遺跡



権現坂横穴墓

国家公務員Ⅲ種(税務職員)募集のお知らせ

受験資格／昭和61年4月2日～平成元年4月1日生の者

試験の程度／高等学校卒業程度

受験申込受付期間／6月20日(火)～6月27日(火) 土・

日は除く。

※郵送の場合、消印有効。

申込み書請求先／水戸税務署総務課、関東信越国税局人事第二課又は人事院関東事務局

申込書提出先／人事院関東事務局

問合せ／関東信越国税局 人事第二課 試験係

問合せ／関東信越国税局 人事第二課 試験係

☎048(600)3111
(内線2095・2097)

水戸税務署総務課

☎(231)4211

裁判所事務官(Ⅲ種)試験

受付期間／7月10日～18日

試験資格／昭和60年4月2日

～平成元年4月1日生まれ

一時試験／9月10日(日)

種目／教養・適正試験(択一式) 作文試験

二次試験／10月中旬～下旬

種目／口述試験(個別面接)

問合せ／水戸地方裁判所事務局

総務課人事第一係

☎(224)8417

<http://www.courts.go.jp/>

心配ごと相談

相談日／7月7日(金)

場所／ゆつくら健康館1階

ボランティア室

時間／13時30分～15時

☆在弁護士・要予約

申込み／社会福祉協議会

☎(266)3021

図書室

休室日／毎週月曜日

貸出時間／

9時30分～16時30分

貸出点数／1人3冊

(ビデオ2本)

貸出期間／2週間

(ビデオは1週間)

新着本／「ハイジのココロ

ノートEain」著(新風舎刊)

大洗町出身(現在東京都在中)

の小林成美さん。ご本人の著

書を御寄贈いただきました。

で、ぜひご利用ください。

◆寄贈ありがとうございました(平成17年度)

江口恵子さん・小野瀬寛さん・

川上勇さん・関清恵さん・丸

山早苗さん・照沼とよ子さん

・藤井満江さん・会沢雅美さ

ん・中山和也さん・脇野謙司

さん・関根秀吉さん・岡部千

草さん・関本佳子さん・堀江

巖雄さん・中川祐二さん・中

野澄さん・川崎義男さん・中

山光明さん・宮本明さん・川

上政子さん(順不同)

今月の納期

町・県民税(第1期)
国民健康保険税(第2期)
介護保険料(第2期)

納期は6月30日までです。

町の人口と世帯 (4月末現在)

人口 19,081人
男 9,455人
女 9,626人
世帯数 6,885世帯
転入 62人 転出 68人
出生 16人 死亡 15人

●大洗文化センター●

☎266-2442

月	日	曜	催し内容	開始時間	開催場所	入場方法
7	2	日	民謡民舞 茨城県東部連合大会	9:00	ホール	一般無料

大洗町から3名
瑞宝単光章を受章

長年にわたり、地域の防犯・防災活動等に尽力され、危険性の高い仕事に従事されたことに対して表彰されました。



平成18年春の消防関係叙勲

元大洗町消防団分団長 **井川 守** さん

第6回危険業務従事者叙勲（消防功労）

元大洗町消防司令長 **小沼 洋一** さん

第6回危険業務従事者叙勲（警察功労）

元県警部 **飯田 利男** さん

随想

国際交流に夢と希望をのせて

大洗町長 小谷隆亮

去る5月23日、大洗町の歴史で初めての友好都市盟約をスウェーデン王国ニーショーピン市との間に締結いたしました。

県内18の市町村が海外27都市と提携をし様々な国際交流を進めております。わが町もこの「虹の友好都市締結」を機に、未来を担う子供たちが国際的視野に立ち、これからの町づくりへ大きな夢を持って取り組んでいただくことを望むものです。

北欧の国スウェーデンは、人口約900万人の王国として国連開発計画（UNDP）の世界各国の生活の豊かさを比べた「人間開発報告書」では、世界第7位になるなど上位にランク付けされており、人材育成や住民福祉に力を入れている表れであり学ぶべきところがたくさんあります。特に、現在わが国において大きな問題となっている少子化対策についても、先駆的に取り組み、その成果が顕著にあらわれている国でもあります。国内では北欧の国と交流を結んでいる自治体は少なく、今回、世界から脚光を浴びるスウェーデンの自治体と交流を進めることは全国に先駆けた取り組みであり、国際観光都市「大洗町」としてブランド化が図られるものと大いに期待しているところで

スウェーデンはヨーロッパの日本人とも言われるなど、勤勉で平和を愛する国民です。その中のニーショーピン市は、首都ストックホルムから約100キロに位置する人口約5万人の海浜都市です。観光が主産業であり、原子力研究機関が立地し海に面した、わが町との共通点がとても多い自治体です。

今回の「虹の友好都市締結」は、大洗町に立地する日本原子力研究開発機構とニーショーピン市において原子力研究を行なっているスタズビックグループの橋渡しによるものです。両市町の締結にあわせて、両研究機関も原子力研究開発に関する覚書の締結をしました。今後は、両市町のみならず原子力機関相互の研究開発や企業間交流の発展も期待できるところです。

国際社会に向けた交流に夢と希望をのせ、青少年の海外派遣事業や人材育成、更には高齢者や身体障害者の方への福祉の取り組みなど、お互い多くのことを学びながら、今後さまざまな事業を進めてまいります。

いろいろな色彩を持つ交流事業が2つの市町の絆をより深めることを願って、これからの取り組みに力を注いでまいります。

安全・安心な地域へ
永町16区に
自警団発足

空き巣や車上狙い、児童・生徒の安全確保など凶悪犯罪から住んでいる街を守ろうと去る4月22日、永町16区（124世帯）に、住民らで組織する自警団（小松崎勝弘団長）が発足しました。

町内における自警団結成は、東光台地域自警団に次ぎ2箇所目。発足式では、小松崎団長から、発足の経過説明と自分たちの地域は自分たちで守っていくという決意表明があり、来賓の小谷隆亮町長から、「より多くの皆さんが地域全体で目を光らせることで、更なる犯罪抑止にもつながり、年間約600万人以上を超える観光客を迎えるに当たり、地域の方が自ら

警団を結成して犯罪のない環境づくりのため活動いただけるとは大変ありがたいと心強い。」また、水戸警察署生活安全課の深川課長から、「犯罪をゼロにすることは不可能であるが、地域が一体となり連携を深めて補完しあい、地道な活動を続ければ抑止効果にもなり、犯罪を減少させることは可能である。とりわけ無理のない方法で息長く行っていくことが何よりも重要だ。」との挨拶がありました。

発足式終了後、出席者全員が、永町16区自警団の名称入りのベスト、防犯、腕章を着用し、地域内をパトロールし安全を確認しました。